

平成19年10月5日  
独立行政法人 国民生活センター

## 「高齢者金融取引110番」実施結果

ますます深刻化する高齢者の消費者被害を未然に防止するため、国民生活センターでは8都府県、3協会<sup>\*1</sup>と共同して特別相談を実施したところ、未公開株、投資組合等への出資、ロコ・ロンドン金取引など、高齢者の金融取引について59件の相談が寄せられた。

以下、実施結果を報告する。

※1：8都府県（東京都消費生活総合センター、埼玉県消費生活支援センター、千葉県消費者センター、かながわ中央消費生活センター、さいたま市消費生活総合センター、千葉市消費生活センター、横浜市消費生活総合センター、川崎市消費者行政センター）、3協会（(社)全国消費生活相談員協会、(財)日本消費者協会、(社)日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会）では、高齢者被害の特別相談を9月11日・12日に実施（(社)全国消費生活相談員協会は8日・9日に実施）した。

### 1. 実施概要

- ・日時：平成19年9月11日（火）・12日（水）
- ・実施場所：国民生活センター相談調査部
- ・国民生活センターでは、近年、金融取引分野において高齢者の相談が増加・深刻化していることから、「高齢者金融取引110番」を実施した。

### 2. 集計結果

国民生活センターおよび8都府県で受け付けた「高齢者被害に関する相談」は242件、そのうち「金融取引に関する相談」は59件であった。（表1）

#### （1）契約者の性別・年齢

契約者の性別をみると、男性21件、女性38件であった。年齢は、60歳代が23件、70歳代が31件、80歳代が4件、90歳代が1件であった。（図1）

#### （2）契約内容

契約内容をみると、未公開株（14件）、投資組合等への出資（8件）、ロコ・ロンドン金取引等（6件）など利殖関係の相談が多く寄せられた。その他には、保険・共済（10件）、多重債務・サラ金（9件）などの相談がみられた。（表2）

### (3) 販売方法

販売方法をみると、訪問販売がもっとも多く（24件）、以下、店舗購入（13件）、電話勧誘販売（12件）であった。

### (4) 契約金額

契約金額が100万円を超える契約は27件あり、1000万円を超える契約も7件あった。平均契約金額をみると、523.9万円と高額である<sup>※2</sup>。（図2）

表1. 受付相談件数

相談受付機関	高齢者被害に関する相談	
		金融取引に関する相談
国民生活センター	30件	10件
8都県市	212件	49件
合計	242件	59件

表2. 契約内容

契約内容	相談件数
未公開株	14件
保険・共済	10件
多重債務・サラ金	9件
投資組合等への出資	8件
海外商品先物オプション取引、ロコ・ロンドン金取引等	6件
投資信託	3件
預貯金	2件
商品先物取引	2件
その他	5件
合計	59件

図1. 契約者の性別・年代別の相談件数

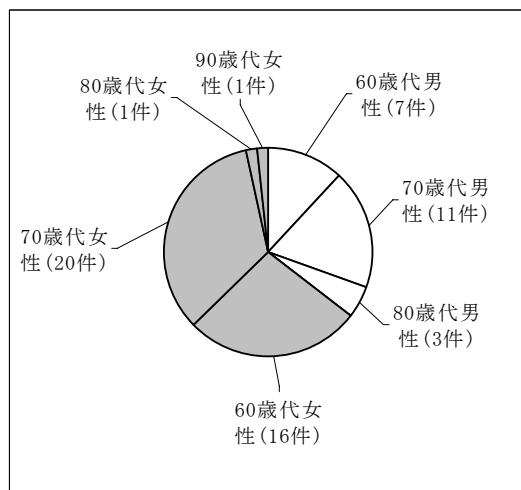
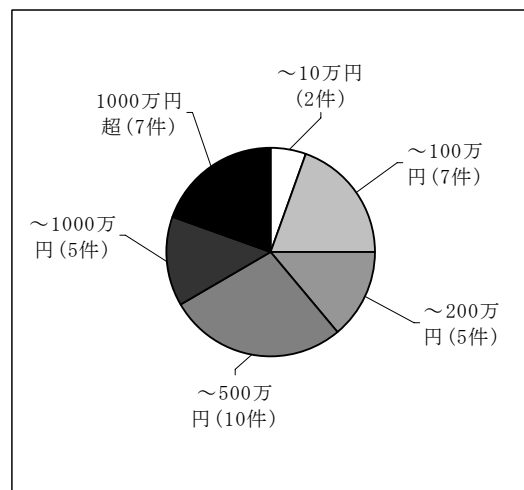


図2. 契約金額



※2：契約金額が不明・無関係な23件を除く。

### 3. 相談の特徴

#### (1) 未公開株、投資組合等への出資、ロコ・ロンドン金取引など

- ・家庭への訪問販売や電話勧誘販売が取引のきっかけとしてみられる。こうした勧誘のほとんどは、高齢者が希望していないにもかかわらず、事業者が一方的に勧誘を行う「不招請勧誘」である。
- ・「営業員が優しく接してくれた」「契約を取れない営業員が気の毒だった」といった理由で契約をした高齢者もいる。
- ・営業員による元本割れ等のリスクの説明が不十分なため、高齢者は「リスクがある」との認識はしているが、ほとんど理解していない。
- ・「断れずに仕方なく契約をした」という相談もみられるが、多くの高齢者は「お金を増やしたかった」「他の金融商品に比べて、良い話だと思った」という理由で契約してしまっている。
- ・平均契約金額をみると、未公開株 367.4 万円、投資組合等への出資 656.9 万円、ロコ・ロンドン金取引等 476.3 万円と高額である。

#### (2) 保険・共済

- ・数年から数十年前に契約した医療保険・特約に関して「保険金・給付金が支払われない」という相談が多い。原因としては、勧誘・契約時や契約後の説明が不十分なため、保険会社が実際に保障する内容と、高齢者が期待する保障内容とに大きなズレが生じていることが考えられる。

### 4. 相談事例

国民生活センター「高齢者金融取引 110 番」に寄せられた相談を紹介する。

**【未公開株】** 自宅に電話があり、IT、セキュリティ、環境などの分野の会社の未公開株を次々と勧められた。「半年後に上場する」「1 株 10 万円のものが、上場すれば 50 万円以上になる」などと説明され、総額 1100 万円も契約してしまった。ところが、上場すると説明された時期が来ても、どの会社も上場しない。(契約者：70 歳代 女性)

**【投資組合への出資】** 一人暮らしの母が、「匿名組合契約に基づく出資」に 100 万円出資している。感じの良い若い男性が何度も自宅を訪れ、「お金を 5 年間預ければ、半年ごとに配当金が支払われる」などと説明されていたようだ。しかし、半年が過ぎて約束の期日が来ても、配当金が支払われない。(契約者：70 歳代 女性)

【ロコ・ロンドン金取引】自宅に電話があり「今年入社した新人が契約を取れずにいるので助けてもらえないか」と言われ気の毒になり、預金のつもりで520万円支払った。「1ヶ月後を楽しみにしててください」と言われていたが、突然「負けが込んできたので、やめましょう」「80万円しか残っていない」と連絡があつて驚いた。(契約者：70歳代 女性)

特定商取引に関する法律施行令の改正（7月15日より施行）によってロコ・ロンドン金取引等の仲介サービスが、金融商品取引法（9月30日より全面施行）によって投資組合等への出資が集団投資スキームとして規制対象となった。規制対象となる金融商品を横断的に広げるなど、消費者保護ルールが整備されつつある一方、高齢者を狙った金融トラブルは依然として多くみられるので、今後も十分に注意して契約することが必要である。

<title>「高齢者金融取引110番」実施結果</title>